

だれにもやさしく快適なまちづくり ～心のバリアを取り除こう！～

神奈川県保健福祉部地域保健福祉課

最近、多くの人々が集まる場所で、車いす用駐車区画や点字ブロックが設置されるなど、施設のバリアフリー化が進められています。しかし、施設が整備されていても、その効果を十分に発揮できないことがあります。



車いす用の駐車区画に停めていませんか？

1 車いす用駐車区画とは

公共施設や店舗等の駐車場を利用するとき、車いすのマークがついている駐車区画を見ることがあると思います。これは、車いすの方のために、幅を広くとって設置しているものです。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、車いす用駐車区画を次のように定めています。

- 1 幅を3.5m以上にする
- 2 車椅子マークを付ける
- 3 駐車場内での移動のしやすさから、施設の出入口にできるだけ近いところに設置する



しかし、この区画を設置しても、一般の方が駐車しているため、車いす使用者が困っているケースがあります。

2 どうして広い幅が必要なの？

車いす使用者は、自動車から車いすに乗り移るときに、ドアを全開にする必要があります。

ドアを全開にするには約100cmの幅が必要ですが、通常の駐車区画にはそのスペースがありません。そのため、車いす用駐車区画は、通常の駐車区画よりも広い幅が必要です。



車いす使用者は、車を停めて、ドアを全開にします。



車いすを後座席から前座席へ持ち上げ移動させます。



車の横に車いすを置きます。 ※次のページに続く



自動車から車いすに乗り移ります。

3 必要にしている方がいます

このように、幅の広い駐車区画を必要としている方がいます。

本当に必要にしている方がいつでも利用できるように、県民の皆さん一人ひとりにご理解いただき、必要のない方は停めないように、ご協力をお願いします。

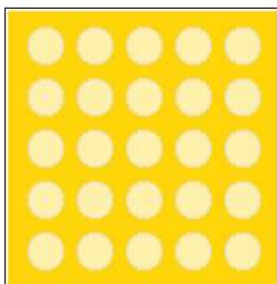


点字ブロックの上に物を置いていませんか？

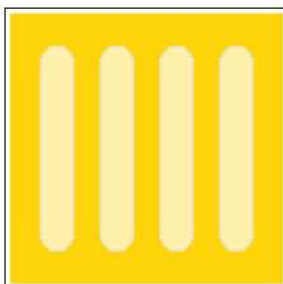
1 点字ブロックとは

歩道や駅のホームなどで、黄色い色の点状や線状のブロックが見られますが、これは視覚に障害のある方たちが安心して歩くことができるように設置しているものです。

点字ブロックは形によって意味が異なります。点状のものは、危険地帯との境目を示し、駅のホームや交差点、階段付近などに、線状のものは、その上を足か白杖でたどることができることを示し、歩道や建物の中などに設置されています。



「止まれ」の点状ブロック
(警告ブロック)



「進め」の線状ブロック
(誘導ブロック)

2 どうして物を置いてはいけないの？

この点字ブロックの上に自転車やバイクなどが停まっていたり、物が置かれていることがあります。視覚に障害のある方が、ぶつかって怪我をすることもあり、大変危険です。

視覚に障害のある方が、安全に街中を歩くことができるよう、点字ブロックの上に物を置いたり、ふさいだりしないようにして下さい。



物を置くと危険です。

あなたの心にバリアはありませんか？

だれもが住み良いバリアフリーのまちづくりを推進するためには、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」で定められている、建築物を建築する際の整備基準を守るだけでなく、県民の皆さん一人ひとりがお互いに理解し、助け合うこと、心のバリアを取り除くことが大切です。皆さんのちょっとした心づかいがバリアフリーのまちづくりの実現には欠かせません！ご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

神奈川県保健福祉部地域保健福祉課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL (045) 210-4750 FAX (045) 210-8857